

福岡県公報

令和三年二月九日
第百七十四号
増刊
①

目次

規 則 (第四一六号)

○福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則等の一部を改正する規則

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

○福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

告 示 (第百十七号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

選挙管理委員会 (会計管理局会計課) ……………二

選 挙 管 理 委 員 会

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………三

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………三

○政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………四

○資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………四

○資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………四

規 則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年二月九日

福岡県規則第四号

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則等の一部を改正する規則

第一条 福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則(昭和四十七年福岡県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡県土整備事務所建築指導課の項中「朝倉」を削り、同表福岡県久留米県土整備事務所建築指導課の項中「南筑後」を「南筑後、朝倉」に改め、同表福岡県北九州県土整備事務所建築指導課の項中「京築及び」を削り、同表福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課の項中「直方、京築」に改める。

第二条 福岡県浄化槽工事業業者登録簿の閲覧に関する規則(昭和六十年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡県土整備事務所建築指導課の項中「朝倉」を削り、同表福岡県久留米県土整備事務所建築指導課の項中「南筑後」を「南筑後、朝倉」に改め、同表福岡県北九州県土整備事務所建築指導課の項中「京築及び」を削り、同表福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課の項中「直方、京築」に改める。

第三条 福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(平成九年福岡県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡県土整備事務所建築指導課の項中「朝倉」を削り、同表福岡県久留米県土整備事務所建築指導課の項中「南筑後」を「南筑後、朝倉」に改め、同表福岡県北九州県土整備事務所建築指導課の項中「京築及び」を削り、同表福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課の項中「直方」を「直方、京築」に改める。

第四条 福岡県宅地建物取引業法施行細則(平成十二年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条の表を次のように改め、同条を第十三条とする。

法第五十条第二項の規定により届出をする事務所等の所在地を所管する県土整備事務所

福岡県土整備事務所 那珂県土整備事務所 經由する県土整備事務所の長

久留米県土整備事務所 南筑後県土整備事務所 朝倉県土整備事務所 八女県土整備事務所	久留米県土整備事務所長
北九州県土整備事務所	北九州県土整備事務所長
直方県土整備事務所 京築県土整備事務所 田川県土整備事務所 飯塚県土整備事務所	飯塚県土整備事務所長

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年二月九日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の表福岡県博多県税事務所の項中「博多駅東一丁目十七番一号」を「千代一丁目二〇番三一号」に改める

附則

この規則は、令和三年三月八日から施行する。

福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年二月九日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県規則第六号

福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

第二条第三項中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

第四条を削る。

様式第一号を別記様式とし、様式第二号から様式第五号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第百十七号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月九日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第

二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

博多県税事務所			博多駅東支店
福岡中小企業振興事務所	教育庁福岡教育事務所 博多青松高等学校 福岡高等学校		吉塚支店
	体育研究所		月隈支店
消費生活センター		東警察署	県庁内支店

を

福岡中小企業振興事務所	教育庁福岡教育事務所 博多青松高等学校 福岡高等学校	〃	吉塚支店
博多県税事務所 消費生活センター	体育研究所	〃	月隈支店
	東警察署	〃	県庁内支店

附則

この告示は、令和三年三月八日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年二月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県支部	井上正文	三好興四郎	福岡県宗像市東郷五丁目一丁目	〇	二、八、二〇

(ニ) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

に改める。

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
若子直也後援会	若子直也	川西義人	福岡県筑紫野市二日市中央一丁目一三	衆議院議員	若子直也	二、八、七

一F

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
久保田実生後援会	久保田実生	久保田実生	福岡県田川郡添田町大字添田一九三九一二五	二、八、二〇
しのはらけんじサポーター会	篠原研治	篠原信義	福岡県北九州市小倉北区片野一丁目一七	二、八、六
しばたこうじ後援会	吉武孝芳	吉武孝芳	福岡県宗像市田熊二二九一	二、八、二五
社会問題研究会	長尾光記	木原利明	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一〇一	二、八、五
原田ひでお後援会	原田英雄	森松清隆	福岡県八女市星野村	二、八、六
フォーラム立憲民主	藤田一枝	川西義人	福岡県福岡市博多区千代四	二、八、三一
福岡県改革協議会	富田徳二	原中誠志	福岡県福岡市博多区千代四	二、八、二八
本田一郎後援会	本田一郎	多田政博	福岡県北九州市若松区大字有毛二二二七二	二、八、三
陸櫻團	高口圭介	櫻木一夫	福岡県福岡市中央区大名一	二、八、二〇

福岡県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年二月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党福岡県第5区総支部	若子 直也	主たる事務所 の所在地	福岡県筑紫野市二日市中央一六〇一三	福岡県福岡市博多区千代四二九一	二、八、七
			一F	五二河野ビル二F	

代表者の氏名	若子 直也	平本 沙織
会計責任者の氏名	川西 義人	神田 貴子

福岡県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年二月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小田和久後援会	島田 守悦	一、一二、三〇
久保田実生後援会	久保田実生	一、一二、三一
ふくしま功後援会	河野 秀子	一、一二、二〇

福岡県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金

管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年二月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
木藤 裕司	宗像市議会議員	木藤裕司後援会	福岡県宗像市須恵二二七二	八、二二
久保田実生	添田町議会議員	久保田実生後援会	福岡県田川郡添田町大字添田一九三九一二五	一、一
原田 英雄	八女市議会議員	原田ひでお後援会	福岡県八女市星野村二二二〇一	八、五
若子 直也	衆議院議員	若子直也後援会	福岡県筑紫野市二日市中央二二一六一三	一F

福岡県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年二月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

法第十九条第三項第一号による届出の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
久保田実生	久保田実生	久保田実生後援会	一、一二、三一